

## 光回線サービスの勧誘トラブルにご注意！

### 事例1

大手通信会社の関連会社のような事業者から電話があった。「安くなる」というので申込んだ。事業者の指示でウェブページから転用承諾番号を取得して伝えた。請求書が届き内容を確認すると、契約した覚えのないオプション料金が請求されていた。

### 事例2

携帯電話会社の販売店にスマートフォンの説明を聞きに行った。個人情報伝えて、機能や料金プランなどの説明を聞いた。店員には契約はしませんが説明を聞きたいと伝えていた。後日、自宅のパソコンに、契約している通信業者から転用手続きと違約金を請求するというメールが届いた。光回線の転用申し込みがあったという。スマートフォンの説明は聞いたが、光回線の説明は聞いていないし、転用契約も了承していない。

### アドバイス

- 契約前に、勧誘された事業者名やサービス名を必ず確認しましょう。
- 「安くなる」と言われ、料金を確認しないままに契約してしまうケースが見られます。光回線のほかにプロバイダや光電話、オプションなどとのセット契約もあります。よく確認しましょう。
- 契約中のプロバイダなどを解約した場合、違約金や工事費用の残債の支払いが必要になることもあります。
- **初期契約解除制度**  
契約書面が届いた日から8日間は違約金の負担なく契約を解除できます。  
(ただし、工事費やサービス利用料は支払わなければなりません)